

# 群馬大学学生表彰規則

平成25. 2. 27 制定

改正 平成26. 4. 1 平成27. 1. 14

令和 6. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規則は、群馬大学学則第55条の規定に基づき、群馬大学（以下「本学」という。）の学生の表彰に関し必要な事項を定める。

(学長表彰及び基準)

第2条 学長表彰は、次の各号のいずれかに該当する学生について行うことができる。

- (1) 本学における学業、卒業研究等の成果が優れていると認められる者
- (2) ボランティア活動、人命救助、国際貢献等の社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる者
- (3) 学術研究活動において、権威ある国内外の学会賞を受賞する等、特に顕著な業績を挙げたと認められる者
- (4) スポーツ・学術・文化活動において、国内外の権威ある大会等で優れた成績又は高い評価を得る等、顕著な功績があったと認められる者
- (5) 前4号に掲げるもののほか、特に顕著な功績を挙げ、国内外において高い評価を受けたと認められる者

(被表彰者の推薦)

第3条 学部、研究科、学府及び学環（以下「学部等」という。）並びに大学教育・学生支援機構の長は、学長に推薦することができる。

(被表彰者の決定)

第4条 学長は、前条の推薦に基づき、教育研究評議会の議を経て表彰する学生を決定する。

(学長表彰の方法)

第5条 学長表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

- 2 表彰状の様式は、別紙様式のとおりとする。
- 3 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

(学長表彰の時期)

第6条 学長表彰の時期は、第2条第1号に該当する学生については学位記授与式の日、同条第2号から第5号までに該当する学生については表彰が決定された後、速やかに行う。

(事 務)

第7条 学長表彰に関する事務は、学務部教務課において処理する。

(学部長等表彰)

第8条 学部等の長は、この規則に準じて、当該学部等の学生に対して表彰を行うことができる。

- 2 前項の表彰を行う場合は、当該学部等において表彰に関する必要な事項を定めなけれ

ばならない。

(雑 則)

第9条 この規則に定めるもののほか、学長表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(規則の改廃)

第10条 この規則の改廃は、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規則は、平成25年2月27日から施行する。
- 2 群馬大学学生の表彰に関する申合せ(平成15年9月18日共通教育・学生支援管理委員会承認)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年1月14日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

1 学長表彰 (A3版)

<b>CERTIFICATE</b>  _____ (Name)  <b>In recognition of outstanding ○○○○○○○○ at Gunma University, you are hereby awarded this memento and certificate of achievement.</b>  On the <u>  (日)  </u> Day of <u>  (月)  </u> , <u>  (年)  </u>  _____ (Name) <b>President, Gunma University</b>	<b>表 彰 状</b>  (氏 名) 殿  あなたは群馬大学にお いて○○○○○○○○ であったのでここにそ の栄誉を讃え賞状なら びに記念品を贈ります  (元号) 年 月 日  群馬大学長 ○○○○
--	---

備考 表彰の理由により表彰状を和文のみにするなど、変更することがある。

2 学部長等表彰

学部長等表彰において、表彰状を授与する場合の様式は、1.学長表彰に準ずる。